



### 株主総会開催方法に関するお知らせ

本年の定時株主総会につきましては、産業競争力強化法第66条第1項及び当社定款第12条第2項に基づき、バーチャルオンリー株主総会方式で開催いたします。

本年の定時株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社Webサイト(<https://www.sbiaruhi-group.jp/ir/stockinfo/shareholders>)に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/7198/>



# 第10回 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2024年6月21日（金曜日）  
午前10時 開会

本株主総会当日は午前9時30分頃からログインいただける予定です。ただし、通信障害等の影響により本株主総会を上記日程で開催することができなかった場合には、予備日として2024年6月24日（月曜日）午前10時より開催いたします。

## 開催方法

**場所の定めのない株主総会といたします。**

※当社所定のWebサイトを通じてご出席ください。  
ご出席いただくために必要となる当該WebサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、5ページ以下の「1. 当日ご出席の方法」をご確認ください。なお、完全オンラインにて開催するため、株主さまに実際にご来場いただける会場はございません。

## 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

**SBIアルヒ株式会社**

証券コード: 7198



SBIアルヒは、  
ライフステージに応じた住まいの実現を  
金融面からサポートし、  
笑顔溢れる社会に貢献します。

SBIアルヒは、  
多様な金融サービス、卓越したオペレーション、  
パートナーネットワークを通じて、  
お客さまにとってファーストチョイスとなる  
住宅金融のリーディングカンパニーを  
目指します。

株主各位

証券コード: 7198  
(発送日) 2024年6月5日  
(電子提供措置の開始日) 2024年5月27日

東京都港区六本木一丁目6番1号

**SBIアルヒ株式会社**

代表取締役社長CEO **勝屋 敏彦**

## 第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、産業競争力強化法第66条第1項及び当社定款第12条第2項に基づき、場所の定めのない株主総会（インターネット上でのみ開催する『バーチャルオンリー株主総会』）といたします。

本株主総会には、株主さまに実際にご来場いただける会場はございませんので、オンラインにてご出席くださいますようお願い申し上げます。また、当日ご出席されない場合、又はご出席される予定でも通信障害等が発生した場合の備えとして、書面又はインターネット等による事前の議決権行使を是非ご活用ください。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社Webサイトに「第10回定時株主総会招集ご通知」及び「第10回定時株主総会資料（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項）」として掲載しておりますので、以下の当社Webサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社Webサイト <https://www.sbiaruhi-group.jp/ir/stockinfo/shareholders>



また、以下のWebサイトからもご確認いただけます。

株主総会資料 掲載Webサイト <https://d.sokai.jp/7198/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月20日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年6月20日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。

### 【インターネット等による議決権の行使】

12ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、2024年6月20日（木曜日）午後5時45分までに賛否をご入力ください。

敬 具

<b>1 日 時</b>	<p>2024年6月21日（金曜日）午前10時</p> <p>※本株主総会当日は、午前9時30分頃からログインいただける予定です。ただし、通信障害等の影響により本株主総会を上記日程で開催することができなかった場合には、予備日として2024年6月24日（月曜日）午前10時より開催いたします。予備日に開催することとした場合は、当社Webサイト (<a href="https://www.sbiaruhi-group.jp/ir/stockinfo/shareholders">https://www.sbiaruhi-group.jp/ir/stockinfo/shareholders</a>)において、2024年6月21日正午までにあらためて詳細をご案内いたします。</p>
<b>2 開催方法</b>	<p>場所の定めのない株主総会といたします。</p> <p>※当社所定のWebサイトを通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる当該WebサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細は、5ページ以下の「1. 当日ご出席の方法」をご確認ください。なお、完全オンラインにて開催するため、株主さまに実際にご来場いただける会場はございません。</p>
<b>3 目的事項</b>	<p><b>(1) 報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第10期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>2. 第10期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</li> </ol> <p><b>(2) 決議事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金の処分の件</li> <li>第2号議案 定款一部変更の件</li> <li>第3号議案 取締役5名選任の件</li> <li>第4号議案 補欠監査役1名選任の件</li> </ol>

以 上

## 招集にあたっての決定事項

1. 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
2. 通信障害等により、本株主総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本株主総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本株主総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、上記記載の予備日である2024年6月24日（月曜日）午前10時より、本株主総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかにインターネット上の当社Webサイト（<https://www.sbiaruhigroup.jp/ir/stockinfo/shareholders>）にてお知らせいたしますので、5ページ以下の「1. 当日ご出席の方法」に従ってお手続きのうえ、本株主総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。その他、本株主総会の運営に関して変更が生じた場合には、上記の当社Webサイトにて変更内容等をお知らせいたします。
3. ご返送いただきました議決権行使書において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。書面及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
4. 書面又はインターネット等により事前に議決権を行使された株主さまがバーチャルオンリー株主総会に出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合には、本株主総会において最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱うものとし、事前の議決権行使は無効といたします。また、事前に議決権行使のうえ、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できなかった場合には、なるべく多くの方のご意見を議決権行使結果に反映させるために、事前の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。事前に議決権行使をせず、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権としてお取り扱いいたします。
5. 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載していません。なお、監査役及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ② 連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表
  - ③ 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

以上

※株主総会当日までに上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社Webサイト（<https://www.sbiaruhigroup.jp/ir/stockinfo/shareholders>）より、最新の発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

※事前の議決権行使に際しましては、インターネット等による議決権行使を推奨いたします。

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の当社Webサイト及び株主総会資料 掲載Webサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

# バーチャルオンリー株主総会方式での株主総会運営について

本年の定時株主総会につきましては、バーチャルオンリー株主総会方式にて開催することといたします。バーチャルオンリー株主総会では、議決権のある株主さまにおかれまして、ライブ中継をご視聴いただくことにより、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。株主の皆さまには、いわゆる「ハイブリッド参加型」のような形式や株主総会のライブ配信をご視聴いただくのみの場合とは異なり、インターネットを通じて、議決権を行使いただくことや、ご質問をいただくこと等が可能となります。

本株主総会には、株主さまに実際にご来場いただける会場はございません。議決権を行使される株主さまにおかれましては、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただくか、本株主総会当日に当社指定の本株主総会専用のWebサイトを通じてバーチャルオンリー株主総会にご出席いただいたうえで議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

## 1. 当日ご出席の方法

### (1) 配信日時

2024年6月21日（金曜日） 午前10時から（ログイン開始は午前9時30分頃を予定しております）

### (2) アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/aruhi-10>



- ① 上記のURLをご入力いただくか、右図の二次元コードを読み込み、バーチャルオンリー株主総会サイトにアクセスしてください。
  - ② 接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示に従ってご入力しログインしてください。
- ※ 議決権行使書をご投函いただく前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手元にお控えください。なお、ログイン時に使用する「郵便番号」は、2024年3月末日時点での株主名簿に基づき設定しております。このため、一部の株主さまにつきましては、議決権行使書に記載の「郵便番号」と相違する場合がございますのでご注意ください。
- ※ その他ご不明点に関しては、下記URLよりヘルプページをご参照ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>

### (3) 議決権行使について

書面又はインターネット等による事前の議決権行使のほか、本株主総会当日にバーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、インターネットを通じて議決権を行使いただくことができます。

本株主総会当日の議決権行使をご希望される株主さまは、議事進行の様子をライブ中継でご覧いただき、議長の案内に従って議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。本株主総会当日の議決権行使方法の詳細につきましては、9ページ以降の「当日のバーチャルオンリー株主総会での議決権行使のご案内」をご参照ください。

なお、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使された株主さまがバーチャルオンリー株主総会に出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合には、本株主総会において最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱うものとし、事前の議決権行使は無効といたします。また、事前に議決権行使のうえ、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できなかった場合には、なるべく多くの株主の皆さまのご意見を議決権行使結果に反映させるために、事前の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。事前に議決権行使をせず、当日バーチャルオンリー株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権としてお取り扱いいたします。

#### (4) ご質問の方法について

バーチャルオンリー株主総会に出席いただきますと、オンライン上でご質問が可能です。ご質問される際は、議長の指定する方法に従い、当社指定の本株主総会専用のWebサイトにログイン後、ライブ配信閲覧画面下部の「質問」ボタンより本株主総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

ご質問につきましては、出来るだけ多くの株主さまのご質問にお答えしたいので、お一人様につき2問まで、1問当たりの文字数は250文字までとさせていただきます。ご質問内容を正確に把握させていただけるよう、簡潔なご入力にご協力をお願い申し上げます。なお、本株主総会当日のご質問につきましては、本株主総会の目的事項に関する質問であって、他の質問と重複しないものを中心に取り上げることとし、いただいたご質問の全てには回答できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。同様の質問等の繰り返し、膨大な文字量のテキストデータの送信、及び本株主総会の目的事項と無関係な内容、プライバシー又は名誉を害する内容その他不適切な内容を含む質問等の送信など、株主の皆さまとの貴重な対話の場である本株主総会の趣旨に反する場合や、本株主総会の議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合には、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主さまとの通信を遮断させていただく場合がございます。

#### (5) 動議について

本株主総会における動議については、本株主総会当日に、議長が指定する方法に従い、当社指定の本株主総会専用のWebサイトにログイン後、ライブ配信閲覧画面下部の「動議」ボタンから動議の種類を選択し、テキストをご入力いただくことで提出することが可能です。議長の指定した方法以外の方法によりテキストデータを送信するなど、動議であるか否かの判別ができないものは動議として採り上げない場合がございますので、あらかじめご了承ください。なお、同様の動議の繰り返しの送信、明らかに不適法な動議の送信その他議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主さまとの通信を遮断させていただく場合がございます。

## 2. 事前質問の方法

- ① 下記のURLをご入力いただくか、下図の二次元コードを読み込み、事前質問専用サイトに接続してください。
- ② 接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、画面表示に従ってご入力しログインしてください。

③ログイン後「事前質問をする」ボタンより本株主総会の目的事項に関するご質問をお送りください。

【受付期間】 2024年6月5日（水曜日）午前9時～2024年6月14日（金曜日）午後5時45分  
【アクセス方法】 URL : [https://web.sharely.app/e/aruhi-10/pre\\_question](https://web.sharely.app/e/aruhi-10/pre_question)



※ご質問は、出来るだけ多くの株主さまのご質問にお答えしたいので、お一人様2問まで、また、1問当たり250文字までとさせていただきます。

※本株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問に対してご説明することができない場合がございます。この場合、議長の判断により、株主の皆さまのご関心が高い事項について本株主総会当日にご説明させていただきます。あらかじめご了承ください。

### 3. 代理出席の取扱いについて

代理人によるバーチャル出席を希望される株主さまは、法令及び当社定款の定めに従い、当社の議決権を有する他の株主さま1名に委任いただきますようお願いいたします。ご希望の株主さまは、株主総会に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。

<代理人に関する書類の提出先>

〒106-6008 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー8階  
SBIアルヒ株式会社 株主総会担当者宛

<ご提出期限>

2024年6月19日（水曜日）午後5時必着

### 4. オンデマンド配信について

株主総会当日にご出席いただけない株主さまのために、後日、株主総会当日の様様を当社Webサイト（<https://www.sbiaruhi-group.jp/ir/stockinfo/shareholders>）にて一定期間オンデマンド配信することを予定しております。

オンデマンド配信は、本株主総会の映像・音声を利用し、株主さまとの質疑応答部分など一部を削除や編集して行う予定です。

### 5. 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容

本株主総会では、通信障害対策が講じられたシステムを利用し、本株主総会当日の運用に際しては、通信障害対応が可能な専門スタッフを複数配置いたします。通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、本株主総会当日冒頭に、本株主総会の延期又は続行の議長一任決議について諮り、また、株主さまへの周知方法を含む対応マニュアルをあらかじめ整備します。

### 6. 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主さまの利益の確保に配慮することについての方針の内容

議決権の行使をご希望の株主さまのうち、インターネットを使用することに支障のある株主さまにおかれましては、お手元の議決権行使書用紙を返送する方法により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

## 7. お問い合わせ

視聴方法でお困りの場合は、下記URLより株主さま向けFAQをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

また、以下のお問い合わせ窓口において本株主総会に関する接続方法や視聴方法についてお問い合わせいただけます。なお、本株主総会の議案に対するご質問や、その他本株主総会の内容に関するご意見及びご質問にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

【バーチャルオンリー株主総会Sharelyお問い合わせ窓口】

電話番号：03-6683-7661

受付時間（株主総会前）：2024年6月5日（水曜日）～6月20日（木曜日）平日午前10時～午後5時

受付時間（株主総会当日）：2024年6月21日（金曜日）午前9時～株主総会終了時

## 8. 注意事項

- 本株主総会の進行上の都合やご質問内容等により、全てのご質問にお答えできない場合がございます。
- 当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備えて具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、ご視聴される株主さまの通信環境の影響等により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断等の通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。
- 本株主総会当日において、株主さまの通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、当社は一切の責任を負いかねます。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主さまのご負担となります。
- ライブ配信の動画、音声又は画像等の録画・録音、また、これらのデータの第三者への提供や、SNS等を通じた公開での配信、上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは固く禁止いたします。
- 本株主総会当日は、議長及び当社役員のみを撮影のうえ、ライブ配信する予定でございますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

以上

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

### 当日の議決権行使

書面又はインターネット等による事前の議決権行使のほか、本株主総会当日にバーチャルオンリー株主総会に出席いただきますと、インターネットを通じて議決権を行使いただくことが可能です。  
本株主総会当日の議決権行使をご希望される株主さまにおかれましては、議事進行の様子をライブ中継でご覧いただき、議長の案内に従って議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

## 当日のバーチャルオンリー株主総会での議決権行使のご案内

- 1 以下のURL又は二次元コードから  
バーチャルオンリー株主総会のログイン画面へ  
アクセスしてください。

<https://web.sharely.app/login/aruhi-10>



- 2 お手持ちの議決権行使書をご参考のうえ、  
ログイン画面にて必要な情報を入力し  
ログインしてください。



- 3 セキュリティ及び株主さまの保護のため  
キャプチャ認証がございます。  
表示された9つの写真から適切なもの  
を選び、確認してください。



- 4 以下の画面が表示され、定刻になりましたら、  
株主総会へのご出席ができております。  
配信画面下部にある決議ボタンより  
当日の議決権行使が可能です。



- 5 本株主総会当日におきまして、議長からアナウンスされた議決権行使の受付時間内において、議案ごとに賛成、反対又は棄権を行使することができます。

決議 閉じる

第1号議案 剰余金の処分の件

賛成  反対  棄権

第2号議案 定款一部変更の件

賛成  反対  棄権

第3号議案 取締役5名選任の件 全て賛成

吉村 猛

賛成  反対  棄権

伊久間 努

賛成  反対  棄権

高橋 和彦

賛成  反対  棄権

澤田 忠之

賛成  反対  棄権

柳澤 美佳

賛成  反対  棄権

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

賛成  反対  棄権

類似する

## 事前の議決権行使

事前の議決権行使には以下の2つの方法がございます。



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月20日（木曜日）  
午後5時45分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月20日（木曜日）  
午後5時45分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
SBIアルヒ株式会社

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (重要)	第4号議案
賛否表示欄	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

見本

議決権行使コード  
SBIアルヒ株式会社

※議決権行使書はイメージです。

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第3号議案

- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **【否】** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第1号議案、第2号議案、第4号議案

- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 反対する場合 >> **【否】** の欄に○印

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードをご入力することなく議決権行使Webサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合併会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使のほか、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
Webサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

(株主総会参考書類)

## ■ 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社配当方針に基づき、以下のとおりといたしたく存じます。

なお、本株主総会をバーチャルオンリー株主総会方式にて開催することに伴い、2024年6月24日(月)を株主総会の予備日として設定させていただくため、剰余金の配当が効力を生じる日は、2024年6月25日(火)となります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金20円00銭 配当総額 885,400,200円
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月25日

当社の配当方針につきましては、以下のとおりとなります。

当社は、株主の皆さまに対する利益還元と継続的な企業発展の双方を経営の最重要課題と認識しており、期末配当のほか、年1回の中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これに基づき当社は、ROE水準と財務レバレッジ状況を総合的に勘案し、一定水準の内部留保で更なる企業価値向上のため成長投資に備える一方、余剰資金については継続して安定的に配当することを基本方針としております。具体的には、現中計年度にわたり目標配当性向水準は35～40%、目標株主資本配当率(DOE)は4%程度をそれぞれ最低水準として、安定的に配当を実施してまいります。なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、本社固定費の削減、業務効率の向上及び事業活動における利便性の向上を図るため、本社を移転することに伴い、現行定款第3条（本店の所在地）を東京都港区から東京都千代田区に変更するものであります。

なお、この変更につきましては、2025年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じることとする旨の附則を設け、効力発生日経過後、この附則を削除することといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。
(新 設)	<u>(附則)</u>
(新 設)	<u>(効力発生)</u> 第1条 定款第3条（本店の所在地）の変更は、2025年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、本条は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

## 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たな経営体制へ移行し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は以下のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	取締役会出席率
1	よしむら たけし 吉村 猛	再任	代表取締役会長 100% (18/18)
2	いくま つとむ 伊久間 努	新任	副社長執行役員COO —
3	たか はし かず ひこ 高橋 和彦	再任	取締役 100% (15/15)
4	さわ だ ただ ゆき 澤田 忠之	再任 社外 独立	社外取締役 100% (15/15)
5	やなぎ さわ み か 柳澤 美佳	新任 社外 独立	— —

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、非業務執行取締役全員との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に規定される金額の合計を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、当該責任限定契約の内容は事業報告の38ページに記載のとおりです。非業務執行取締役が選任された場合は、当該契約を締結する予定であります。
3. 取締役会出席率は当事業年度に開催された取締役会の回数及び出席回数より算出しております。なお、高橋和彦氏及び澤田忠之氏は事業年度中に新たに役員に就任したため、取締役会の開催回数が他の役員と異なっております。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の38ページに記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 伊久間努氏が、現在又は過去10年間に当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社の業務執行者であった状況については、次ページ以降の「略歴並びに当社における地位及び担当」欄に記載のとおりです。
6. 高橋和彦氏が、現在又は過去10年間に当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社及びその子会社の業務執行者である（あった）状況については、次ページ以降の「略歴並びに当社における地位及び担当」欄に記載のとおりです。
7. 取締役候補者の「略歴並びに当社における地位及び担当」にて「現任」の記載がないものにつきましては全て退任しております。

候補者番号

1

再任



よしむら たけし  
**吉村 猛**

(生年月日 1960年4月3日)

- ▶ 所有する当社の株式数 10,000株
- ▶ 取締役在任年数(本総会終結時) 1年5ヶ月

▶ **略歴並びに当社における地位及び担当**

- 1983年4月 株式会社山口銀行 入行
- 2006年10月 株式会社山口フィナンシャルグループ 総合企画部長 就任
- 2007年1月 株式会社山口銀行 総合企画部長 就任
- 2009年6月 同行 取締役 就任
- 2009年6月 株式会社山口フィナンシャルグループ 取締役 就任
- 2011年6月 株式会社山口銀行 常務取締役徳山支店長 就任
- 2012年6月 同行 常務取締役東京本部長 就任
- 2015年6月 同行 常務取締役 就任
- 2016年6月 株式会社山口フィナンシャルグループ 代表取締役社長 就任
- 2016年6月 株式会社山口銀行 取締役頭取 就任
- 2017年6月 株式会社もみじ銀行 取締役 就任
- 2017年6月 株式会社北九州銀行 取締役 就任
- 2018年6月 株式会社山口銀行 取締役会長 就任
- 2020年6月 株式会社山口フィナンシャルグループ 代表取締役会長グループCEO 就任
- 2023年1月 アルヒ株式会社(現SBIアルヒ株式会社) 社外取締役 就任
- 2023年6月 同社 代表取締役会長 就任(現任)
- 2023年12月 SBIエーステートファイナンス株式会社 取締役会長 就任(現任)

▶ **重要な兼職の状況**

該当する事項はございません。

▶ **取締役候補者とした理由**

吉村猛氏は、長年にわたり地方銀行等の経営に携わり、金融サービス事業や経営全般に関する幅広い知識と豊富な経験を有しております。地方銀行での企業経営経験者としての視点と事業戦略構築の知見等に基づき、当社の経営方針や事業戦略に関する意思決定に対する関与が期待されるため、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者番号

2

新任



い く ま つとむ  
伊久間 努

(生年月日 1967年7月3日)

- |                    |      |
|--------------------|------|
| ▶ 所有する当社の株式数       | 100株 |
| ▶ 取締役在任年数 (本総会終結時) | —    |

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

- 1992年 4月 伊藤忠商事株式会社 入社
- 2003年 7月 デルコンピュータ株式会社(現デル・テクノロジーズ株式会社) 入社
- 2005年12月 株式会社リヴァンプ 入社
- 2009年12月 株式会社ウォーターダイレクト(現株式会社プレミアムウォーターホールディングス)  
代表取締役社長 就任
- 2013年 4月 株式会社フージャースホールディングス 社外取締役 就任
- 2015年 9月 株式会社フージャースホールディングス 入社 専務取締役 就任
- 2017年10月 Hoosiers,Inc. President 就任
- 2020年 5月 株式会社フージャースウェルネス&スポーツ 代表取締役社長 就任
- 2022年 4月 株式会社フージャースホールディングス 取締役専務執行役員 就任
- 2023年 6月 SBIホールディングス株式会社 入社  
同社 専務執行役員管理本部長 就任
- 2024年 2月 SBIアルヒ株式会社 顧問 就任
- 2024年 4月 同社 副社長執行役員COO (現任)

▶ 重要な兼職の状況

該当する事項はありません。

▶ 取締役候補者とした理由

伊久間努氏は、商社、外資系IT企業や製造業など幅広い業界での勤務経験やマネジメント経験を有し、また、SBIホールディングス株式会社の専務執行役員としてSBIグループの事業に精通しています。2024年2月に当社の顧問となり、2024年4月から副社長執行役員COOとして、当社経営戦略の実現に向けた組織改革を牽引するほか、SBIグループ各社との連携を強化するなど重要な役割を果たしております。これらのことから、企業価値向上への貢献が期待されるため、取締役会は同氏を取締役候補者としたものであります。

候補者番号

3

再任



た か は し か ず ひ こ  
高橋和彦

(生年月日 1970年1月7日)

- ▶ 所有する当社の株式数 0株
- ▶ 取締役在任年数(本総会終結時) 1年0ヶ月

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

- 1997年 8月 ソフトバンク株式会社 入社
- 2000年 8月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社(現ソフトバンク株式会社) 入社
- 2005年 2月 SBIパートナーズ株式会社(現SBIホールディングス株式会社) 取締役 就任
- 2005年 7月 SBIホールディングス株式会社 入社
- 2010年 6月 SBIギャランティ株式会社 取締役 就任(現任)
- 2011年 6月 SBIライフリビング株式会社(現株式会社ウェイブダッシュ) 取締役 就任
- 2013年 6月 SBIウェルネスバンク株式会社 取締役 就任
- 2015年 6月 SBIエステートマネジメント株式会社(現SBIプライベートリートアドバイザーズ株式会社)  
代表取締役社長 就任
- 2016年 6月 セムコーポレーション株式会社(現SBIエステートファイナンス株式会社)  
代表取締役社長 就任(現任)  
セムリアルエステート株式会社(現SBIスマイル株式会社) 代表取締役社長 就任(現任)
- 2017年12月 株式会社マリオン 社外取締役 就任
- 2019年 9月 学校法人SBI大学 監事 就任(現任)
- 2023年 6月 アルヒ株式会社(現SBIアルヒ株式会社) 取締役 就任(現任)

▶ 重要な兼職の状況

高橋和彦氏は、SBIエステートファイナンス株式会社及びSBIスマイル株式会社の代表取締役社長であります。また、SBIギャランティ株式会社の取締役であります。

▶ 取締役候補者とした理由

高橋和彦氏は、複数の企業の代表取締役を歴任し、経営者としての豊富な経験と知見を有しております。また、不動産事業及び金融関連事業での長年の経験から、これらの事業に精通しております。同氏が有する経験と知見を当社の経営に反映いただくことで、当社の事業戦略の強化及び事業課題の解決への貢献が期待できると判断したことから、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者番号

4

再任

社外

独立



さわただゆき  
澤田忠之

(生年月日 1969年3月13日)

- ▶ 所有する当社の株式数 0株
- ▶ 取締役在任年数(本総会終結時) 1年0ヶ月

#### ▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

- 1996年 4月 東京地裁判事補 就任
- 1998年 4月 鹿児島地家裁判事補 就任
- 2001年 4月 さいたま家地裁判事補 就任
- 2003年 8月 国連極東アジア犯罪防止研究所研修員 兼務
- 2004年 4月 福井地家裁敦賀支部長判事補 就任
- 2006年 4月 福井地家裁敦賀支部長判事 就任
- 2007年 4月 大阪地裁判事 就任
- 2009年 4月 京都産業大学法科大学院派遣教員 兼務
- 2010年 4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
- 2010年 4月 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 パートナー 就任(現任)
- 2023年 6月 アルヒ株式会社(現SBIアルヒ株式会社) 社外取締役 就任(現任)

#### ▶ 重要な兼職の状況

澤田忠之氏は、弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 パートナー弁護士であります。

#### ▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

澤田忠之氏は、裁判官及び弁護士としての豊富な経験と専門的な知見を有しております。特に人事・労務分野及び法務・コンプライアンス分野において、専門的な観点からの当社の業務執行に対する適切な助言、監督を期待し、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者としたものであります。同氏が選任された場合は、特別委員会委員として親会社グループとの間の利益相反取引について、少数株主の利益保護の観点から審議・検討を行っていただく予定です。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に参与した経験はありませんが、上記の理由から当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

#### ▶ 社外役員の独立性に関する事項

当社は、澤田忠之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、同氏が所属している弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所との間に顧問契約はなく、定常的な取引もありません。

候補者番号

5

新任

社外

独立



やなぎ さわ み か  
柳澤美佳

(生年月日 1967年12月12日)

- ▶ 所有する当社の株式数 0株
- ▶ 取締役在任年数(本総会終結時) -

#### ▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

- 1990年 4月 三菱商事株式会社 入社
- 2005年 4月 最高裁判所司法研修所(司法修習59期)
- 2006年10月 シティユーワ法律事務所 入所
- 2016年 1月 ダイソン株式会社 法務部 入社
- 2018年10月 株式会社オークローンマーケティング 法務部 入社
- 2021年 6月 株式会社うるる 社外監査役 就任(現任)
- 2023年 2月 モデラート株式会社 社外監査役 就任(現任)
- 2023年 4月 WINGS法律事務所 代表弁護士 就任(現任)
- 2023年 5月 株式会社ナルミヤ・インターナショナル 社外取締役 就任(現任)
- 2023年 7月 株式会社グラニフ 社外取締役 就任(現任)

#### ▶ 重要な兼職の状況

柳澤美佳氏は、WINGS法律事務所の代表弁護士であります。また、株式会社ナルミヤ・インターナショナル及び株式会社グラニフの社外取締役であり、モデラート株式会社の社外監査役であります。

#### ▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

柳澤美佳氏は、法律事務所での弁護士としての経験を有するほか、事業会社での組織内弁護士として企業法務、コンプライアンス、リスクマネジメント等の業務に幅広く携わっており、同氏の知見と経験からの当社の経営全般に対する有益な助言を期待し、取締役会は同氏を社外取締役候補者としたものであります。同氏が選任された場合は、特別委員会委員として親会社グループとの間の利益相反取引について、少数株主の利益保護の観点から審議・検討を行っていただく予定です。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

#### ▶ 社外役員の独立性に関する事項

当社は、柳澤美佳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。また、同氏が所属しているWINGS法律事務所との間に顧問契約はなく、定常的な取引もありません。

## ■ 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令若しくは定款に定める員数を欠くことになる場合に備え、以下の候補者1名を補欠としての監査役に選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力は次期定時株主総会開始の時までとなりますが、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその承認を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案については、監査役会の同意を得ております。

は な だ の ぶ ひ こ  
**花 田 信 彦**

(生年月日 1964年6月15日)

▶所有する当社の株式数

2,000株

### ▶略歴及び当社における地位

1988年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行  
2014年 4月 同行 コーポレート・アドバイザー本部第一部長 就任  
2017年 4月 同行 本店営業第一部長 就任  
2018年 11月 日本ペイントホールディングス株式会社 経営管理部長 就任  
2020年 1月 同社 執行役員 監査部長 就任  
2023年 3月 アルヒ株式会社（現SBIアルヒ株式会社） 入社  
2023年 6月 同社 執行役員CFO 就任  
2023年 6月 アルヒRPAソリューションズ株式会社 取締役 就任（現任）  
2023年 6月 アルヒ不動産テクノロジー株式会社 取締役 就任（現任）  
2023年 6月 アルヒ住み替えコンシェルジュ株式会社 取締役 就任（現任）  
2023年 12月 アルヒ株式会社（現SBIアルヒ株式会社） 執行役員CFO兼CCO 就任（現任）

### ▶重要な兼職の状況

該当する事項はございません。

### ▶補欠としての監査役候補者とした理由

花田信彦氏は、銀行及び事業会社で長年にわたりファイナンス分野に携わり、豊富な経験と高い専門性を有しております。また前職においては執行役員として内部監査業務を統括するなど、内部統制や監査の分野においても幅広い知見を有しております。当社においても執行役員CFO兼CCOとして財務・会計分野及びコンプライアンス分野において高い専門性と知見を発揮して経営の一翼を担う重要な役割を果たしており、監査役として求められる経験と知見を十分に有していることから、取締役会は同氏を補欠としての監査役候補者としたものであります。

- (注) 1. 花田信彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、監査役全員との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に規定される金額の合計を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、当該責任限定契約の内容は事業報告の38ページに記載のとおりです。そのため、花田信彦氏が監査役に就任する際には、同氏と当該契約を締結する予定であります。  
3. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の38ページに記載のとおりです。そのため、花田信彦氏が監査役に就任する際には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。  
4. 補欠監査役候補者の「略歴及び当社における地位」にて「現任」の記載がないものにつきましては全て退任しております。

以上

ご参考

&lt;2024年6月21日 第10回定時株主総会後の取締役・監査役（予定）&gt;

氏名	役職	社外	企業経営	財務・会計・ ファイナンス	営業 マーケティング・	国際性	人事・労務	コンプライアンス 法務・	リスクマネジメント ガバナンス・	ESG・ サステナビリティ
吉村 猛	代表取締役		●	●					●	●
伊久間 努	代表取締役		●	●		●			●	
高橋 和彦	取締役		●	●	●			●		
澤田 忠之	取締役	●					●	●	●	●
柳澤 美佳	取締役	●				●	●	●	●	
馬場 康弘	常勤監査役	●		●		●		●	●	
今村 誠	監査役	●				●	●	●	●	
中野 竹司	監査役	●		●				●	●	●

- (注) 1. 上記は、各人の有するスキルのうち、主なもの4つに●印を付けております。各人の有する全てのスキル・能力・その他の知見を表しているものではありません。
2. 役付取締役は本株主総会後の取締役会にて正式に決定いたします。

# 事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の営業収益は、20,405百万円（前連結会計年度比9.7%減）となりました。銀行代理商品及び2023年8月に取扱いを開始した「ARUHI住宅ローン（MG保証）ユアセレクト」といった変動金利商品の融資実行件数は前連結会計年度比約3倍と大幅に増加したものの、固定金利と変動金利の金利差等を背景に、フラット35市場が引き続き低調であったため、融資実行業務は前連結会計年度比15.0%減少しました。融資実行業務の収益と連動する貸付債権流動化関連の収益が前連結会計年度比で減少したことに加え、前連結会計年度の金融商品の公正価値の増加に伴う収益の計上額が大きかった反動もあり、ファイナンス業務は前連結会計年度比27.4%減少しました。一方で、債権管理回収業務は前連結会計年度比2.2%増加、保険関連業務は前連結会計年度比7.2%増加と好調に推移したほか、新規事業等のその他業務はSBIエーステートファイナンス株式会社（以下「SBIエーステートファイナンス」という）グループを完全子会社化したことで前連結会計年度比44.8%と大幅に増加しました。営業費用は、委託業務を含む人員配置の最適化・業務委託の見直し等による固定費の削減に努めましたが、SBIエーステートファイナンスを完全子会社化した影響もあり18,064百万円（同1.6%減）となりました。その結果、税引前利益については2,327百万円（同43.5%減）、当期利益は1,488百万円（同46.9%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,517百万円（同46.2%減）となりました。なお、当社グループは住宅金融事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

以上により、当社グループの当連結会計年度の営業収益は以下のとおりとなりました。

(単位：百万円)

営業収益内訳	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	前連結会計年度比
融資実行業務	8,829	7,503	△15.0%
ファイナンス業務	6,260	4,542	△27.4%
債権管理回収業務	3,065	3,132	+2.2%
保険関連業務	3,220	3,452	+7.2%
その他業務	1,224	1,774	+44.8%
合計	22,601	20,405	△9.7%

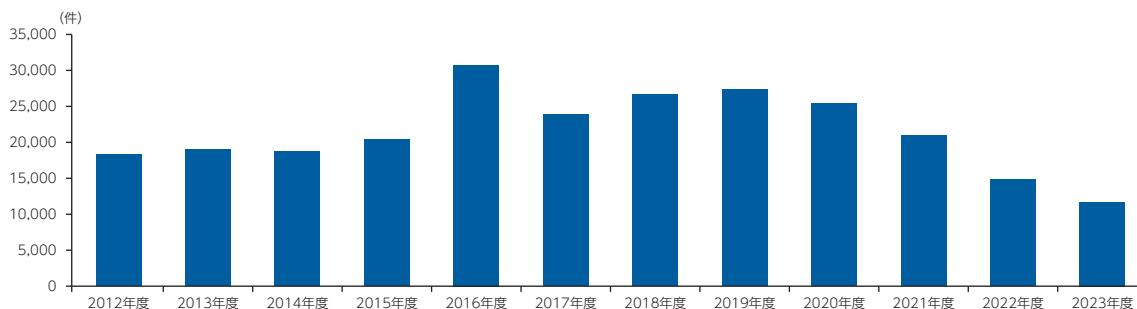
(注) 1. **融資実行業務**：当業務における主な収入は当社が融資実行した際に受領するオリジネーション・フィー売上（実行金額に一定の料率を乗じて算出）です。

2. **ファイナンス業務**：当社は、住宅ローンの融資実行により発生した貸付債権を対象として、債権流動化・証券化を実施することで資金調達を行っております。また、融資実行後、貸付債権流動化・証券化を実施するまでの間、当社が貸付債権を保有する場合には、主に銀行借入により資金調達を行っております。当業務における主な収入は、貸付債権の債権譲渡時に発生する貸付債権流動化関連収益（債権譲渡の対象となる貸付債権について、当社が受け取る権利を有している金利スプレッド等の将来キャッシュ・フローを公正価値で評価し収益認識するもの）、当社で保有している貸付債権から発生する利息収入及び不動産担保ローン等による利息収入です。
3. **債権管理回収業務**：当社は、当社が融資実行した住宅ローン債権について、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という）や信託銀行などの金融機関から委託を受けて、債権譲渡後の住宅ローンに関する債権の管理・回収業務を受託しております。当業務における主な収入は当社が住宅金融支援機構等から受領するサービシング・フィー売上です。なお、住宅ローンの債権譲渡により会計上認識される回収サービス資産について、期中回収分をサービシング・フィー売上に含めております。
4. **保険関連業務**：当社は住宅ローンの販売に際して、保険会社からの業務委託を受けて、保険代理店としての業務を行っております。また、住宅ローンに付帯する団体信用生命保険、全疾病保障特約付の保険商品等の取扱いに関する業務を行っております。当業務における主な収入は、保険代理店手数料売上及び団体信用生命保険料売上です。
5. **その他業務**：その他業務の主な売上の内容は、販売用不動産、不動産リースバック及び家賃保証等による売上、事務受託業務による売上等です。

## （ご参考）業績ハイライト

### ▶当社における融資実行件数の推移（借換含む）

銀行代理商品及び2023年8月に取扱いを開始した株式会社SBI新生銀行（以下「SBI新生銀行」という）との共同開発商品「ARUHI住宅ローン（MG保証）ユアセレクト」といった変動金利商品の融資実行件数は前連結会計年度比約3倍と大幅に増加したものの、固定金利と変動金利の金利差等を背景にフラット35市場が引き続き低調であったため、当社の融資実行件数（借換含む）は前連結会計年度比21.0%減少しました。



## (2) 資金調達等についての状況

### ① 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの運転資金の調達及び借入金の返済を目的として、複数の金融機関より長期借入金16,000百万円の調達を実施しました。また、手元流動性を確保するため、10,000百万円のコミットメントライン契約の更改を実施しました。その結果、当連結会計年度末における長期借入金は41,000百万円、短期借入金は27,000百万円となっております。その他、増資等による資金調達は行っておりません。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は、640百万円であります。その主なものは、業務系システム関連及びサイト運営関連ソフトウェア、並びに支店・FC店舗の出店改装などによるものであります。

### ③ 重要な組織再編等の状況

当社は、2023年12月1日付けで、SBIエステートファイナンスと株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。当社は、同日付けで、当社普通株式8,631,570株を、SBIノンバンクホールディングス株式会社（以下「SBIノンバンクホールディングス」という）に譲渡いたしました。

## (3) 主要な借入先及び借入額 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	10,386
株式会社三井住友銀行	7,645

- (注) 1. 当社は運転資金の調達及び手元流動性を確保するため、株式会社みずほ銀行を主幹事とする総額32,900百万円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約、株式会社三井住友銀行と10,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。
2. 上記コミットメントライン契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は、14,000百万円であります。

## (4) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	2021年3月期 第7期	2022年3月期 第8期	2023年3月期 第9期	2024年3月期 第10期
営業収益	26,821	25,189	22,601	20,405
税引前利益	7,745	6,151	4,119	2,327
当期利益	5,177	4,225	2,802	1,488
親会社の所有者に帰属する当期利益	5,177	4,239	2,821	1,517
当期包括利益	5,177	4,225	2,802	1,488
基本的1株当たり当期利益	146円58銭	119円78銭	79円64銭	39円43銭
希薄化後1株当たり当期利益	145円11銭	119円02銭	79円40銭	39円36銭
資産合計	164,762	150,713	148,616	191,351
資本合計	30,093	31,877	32,735	41,953
親会社の所有者に帰属する持分	30,093	31,889	32,765	42,012
親会社所有者帰属持分比率	18.3%	21.2%	22.0%	22.0%
1株当たり親会社所有者帰属持分	847円67銭	903円09銭	921円43銭	949円00銭

- (注) 1. 当社は、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準に基づいて連結計算書類を作成しております。  
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表記しております。

## (5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社は、住宅金融事業を主要事業としております。その主な内容は以下のとおりです。

### ① 経営の基本方針

人生は「ある日」の積み重ねでできています。当社グループは、ライフステージに応じた住まいの実現を金融面からサポートし、お客さまの大切な「ある日」をお手伝いし、笑顔溢れる社会に貢献します。

当社グループは、固定金利商品も変動金利商品も取り揃えている住宅ローンに加え、個人のお客さまへは不動産担保ローン、売却つなぎローン、リースバックを、住宅ローンの主要パートナーである不動産事業者へは仕入資金ローンや仕入物件を、全国の店舗をはじめとする多様なチャネルを通じご提供します。

当社グループは、多様な金融サービス、卓越したオペレーション、パートナーネットワークを通じて、お客さまにとってファーストチョイスとなる住宅金融のリーディングカンパニーを目指します。

## ②中期的な経営戦略

住宅ローン市場は、住宅価格の高騰・高止まり、物価上昇下で高まった月額返済額の低減ニーズの高まりなどを受けて、変動金利商品が優位な環境が続いております。このような環境下で、当社はより多くのお客さまのライフステージに応じた住まいの実現を住宅ローンの実行を通じて支援するために、商品及びチャネル戦略を見直し、SBIグループ及び外部企業との連携を梃に住宅ローン紹介の受け皿の拡大を進めてまいります。

具体的には、変動金利商品である「ARUHI住宅ローン（MG保証）ユアセレクト」や住信SBIネット銀行株式会社の銀行代理商品の取扱いを開始したことに加え、今後もSBI新生銀行との共同開発商品第2弾のリリースなどを予定しており、変動金利商品のラインアップ拡充及び拡販を行ってまいります。固定金利商品である

【フラット35】においては、住宅金融支援機構が提供する子育て支援策による金利優遇措置を積極的に活用し、金利上昇局面での固定金利の魅力を訴求してまいります。併せて、Web申込、電子金消契約までのWeb完結プロセスの開始などDXの加速によるお客さまの利便性の向上、オペレーションや店舗業務の効率化を推進してまいります。

住宅ローンに加え、個人のお客さまへは、SBIエースタートファイナンスが提供する、現在の住宅売却が決まらなくても先に新居の購入が可能になるマイホーム売却サポートローン、SBIスマイル株式会社（以下「SBIスマイル」という）が提供する、自宅の売却後も住み続けることができるリースバックなどを直営店舗及びFC店舗を通じて提供を開始することで、ライフステージに応じた住まいの実現のサポートを開始します。

また、住宅ローンの主要パートナーである不動産事業者向けに直営店舗及びFC店舗を通じた仕入資金ローンや仕入物件の提供に加え、アルヒ住み替えコンシェルジュ株式会社において住み替えのコンサルティングを行ったお客さまの不動産事業者への紹介を通じて、不動産事業者のお客さまの住まいの実現をサポートします。

当社は固定金利商品が売上の大部分を占めていた従来の収益構造から収益基盤を多様化し安定したビジネスモデルへと変化させるべく、取組みを推進してまいります。SBIエースタートファイナンスグループとともに、B to B to C ビジネスへ再フォーカスし、グループにおけるシナジーを最大限に発揮していくことで、更なる成長を目指します。

## ③目標とする経営指標

当社グループは、利益ある成長を経営目標とし、営業収益、親会社の所有者に帰属する当期利益、税引前利益、及び住宅ローン新規借入実行件数を重視しております。

## (6) 主要な営業所及び従業員の状況 (2024年3月31日現在)

### ① 主要な営業所

#### 事務所

六本木本社	東京都港区
柏の葉分室	千葉県柏市

#### 営業所

ARUHI 札幌支店	北海道札幌市中央区
ARUHI 仙台支店	宮城県仙台市青葉区
ARUHI 宇都宮支店	栃木県宇都宮市
ARUHI 大宮支店	埼玉県さいたま市大宮区
ARUHI 東京ローンセンター	東京都千代田区
ARUHI 吉祥寺支店	東京都武蔵野市
ARUHI 横浜ランドマークタワー支店	神奈川県横浜市西区
ARUHI たまプラーザ支店	神奈川県横浜市青葉区
ARUHI 富士支店	静岡県富士市
ARUHI 名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
ARUHI 大阪支店	大阪府大阪市中央区
ARUHI 広島支店	広島県広島市中区
ARUHI 福岡支店	福岡県福岡市博多区
ARUHI 熊本流通団地支店	熊本県熊本市南区
ARUHI 鹿児島支店	鹿児島県鹿児島市

### ② 従業員の状況

従業員数 : 484名 (前連結会計年度末比1名減)

(注) 従業員数には、アルバイト、派遣社員、契約社員及び業務委託社員は含めておりません。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社に関する事項は以下のとおりです。

### a.親会社の状況

名称	住所	資本金	当社に対する議決権比率 (%)	主な事業内容
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	180,400 百万円	63.15 (63.15)	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等
SBIノンバンクホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	100百万円	63.15	ノンバンク事業の統括、管理

(注) 議決権比率の ( ) 内の数値は、間接保有分による議決権比率であります。

### b.親会社との間の取引に関する事項

当社は、2023年12月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、当社の親会社であるSBIノンバンクホールディングスの完全子会社であるSBIエステートファイナンスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本取引」という）を行いました。本取引に関する事項は以下のとおりであります。

#### イ) 本取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、取締役会の諮問機関として、少数株主と親会社との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う独立社外取締役を含む親会社からの独立性を有する者3名以上にて構成される特別委員会を設置し、対象の取引について同委員会にて審議・検討した結果を取締役に答申する体制としております。取締役会は、特別委員会の答申の内容を踏まえ、利益相反及び取引の公正性に係る審議を行った上で取引の可否を決定しています。

本取引に当たっては、本取引の目的の正当性・合理性、本取引に係る手続きの公正性、本取引に係る条件（株式交換の交換比率を含む）の公正性・妥当性、これらの観点から本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないかという点に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

#### ロ) 本取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、独立した第三者算定機関の算定結果を参考に、当社及びSBIエステートファイナンスの財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し、特別委員会から取得した答申書、並びにリーガルアドバイザーからの法的助言等を総合的に勘案し、SBIエステートファイナンスとの間で株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に本取引における交換比率は独立した第三者算定機関が算定した株式交換比率の範囲内であり、当社の利益を害するものではないと判断いたしました。

#### ハ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

②重要な子会社に関する事項は以下のとおりです。

名称	住所	資本金	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
アルヒRPAソリューションズ株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,500万円	100	事務受託事業
アルヒ不動産テクノロジーズ株式会社	東京都目黒区上目黒一丁目26番1号	1,000万円	100	不動産仲介事業
アルヒ住み替えコンシェルジュ株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	500万円	70	住み替えに関するサービス事業
SBIエーステートファイナンス株式会社	東京都新宿区二丁目6番1号	2,405百万円	100	不動産担保融資事業、不動産関連サービス事業
SBIスマイル株式会社	東京都新宿区二丁目6番1号	5,000万円	100 (100)	不動産仲介事業、不動産販売事業
SBIギャランティ株式会社	東京都千代田区平河町一丁目1番1号	100百万円	100 (100)	家賃債務保証事業

(注) 1. 議決権比率の( )内の数値は、間接保有分による議決権比率であります。

2. 当社は、2024年6月1日を効力発生日として当社の連結子会社であるアルヒRPAソリューションズ株式会社を吸収合併する予定です。
3. 当社は、2023年12月1日付で株式交換によりSBIエーステートファイナンスの株式2,235株を取得し、完全子会社といたしました。

## (8) 対処すべき課題

当面の当社グループを取り巻く環境は、住宅価格の高止まり、物価上昇トレンドの継続に加え、固定金利と変動金利の金利差は縮まらず変動金利優勢の状況は継続することが予想されるものの、賃上げが進んでいることに加え、ライフステージに応じた住まいの実現を求める傾向は続いていることから、新築・中古ともに住宅需要は底堅く推移すると見込んでおります。

中期的には、ライフスタイルの多様化に伴うライフステージに応じた住まいの実現の動き等を背景に、住宅ローン、売却つなぎローン、不動産担保ローン、リースバックといった住宅金融に対するニーズが高まることが予想されます。また、国の中古物件流通促進政策を背景とした中古物件流通量の増加等により中古物件の資産価値が向上し売却を視野に入れた住み替えが増加することによる不動産の売買・住宅ローンの増加など、引き続き成長が見込める領域（潜在マーケット）が存在すると想定しております。

上記を前提に、複数の切り口から対処すべき課題について記載します。

### ① 競合他社の状況と商品ラインアップ

住宅ローン市場においては、銀行等が提供する変動金利商品が全住宅ローンの約90%（注1）の市場を占め、特に三大都市圏における競争が激化しています。住宅価格の上昇及び物価高の影響で月額返済額の低減ニーズが高まったことに加え、日銀の金融政策修正による長期金利の上昇を受け固定金利が上昇したことで、

全期間固定金利の【フラット35】にとっては厳しい市場環境となりました。当該外部環境の中、当社の課題であったFC店舗領域における変動金利商品として2023年8月に「ARUHI 住宅ローン (MG保証) ユアセレクト」をリリースしました。

また、当社は、従来から提供する住宅金融支援機構と民間金融機関が提携して提供している全期間固定金利商品である「ARUHIフラット35」(【フラット35 (買取型)】)に加え、当社独自の全期間固定金利商品である「ARUHIスーパーフラット」(【フラット35 (保証型)】)を拡販することにより、固定金利市場の拡大を図っています。2024年3月期の【フラット35】の実行件数(借換を含む)シェアは24.7%となり、14年連続で第1位(注2)となりました。

当面の間、固定金利と変動金利の金利差は継続すると予想されることから、直営店舗領域におけるネット銀行の変動金利商品の拡販、直営店舗及びFC店舗領域における「ARUHI 住宅ローン (MG保証) ユアセレクト」の拡販を進めます。また、月額返済額の軽減ニーズに対応した毎月の返済額を抑える超長期住宅ローンの導入などにより、住宅ローン事業の更なる拡大を図ります。

また、直営店舗及びFC店舗において、SBIエスレートファイナンス、SBIスマイルが提供する不動産担保ローン、売却つなぎローン、仕入資金ローン、リースバック等の取扱いを開始し、お客さまや不動産事業者のニーズに対して住宅ローンに限定されず、幅広いソリューションを提供してまいります。

- (注) 1. 出典：国土交通省 令和5年度 民間住宅ローンの実態に関する調査結果報告書  
固定金利期間選択型を含む。  
2. 取扱全金融機関のうち借換を含む【フラット35】実行件数(当社調べ)

## ② 販売チャネル及び営業体制

当社グループは、FC店舗、直営店舗、直販ホールセール営業や、来店不要で手続きが可能な非対面チャネル、SBIエスレートファイナンスグループの各店舗など、さまざまな販売チャネルを拡大して提供することで、より大きな市場により効率よくアクセス可能な体制を整備してまいりました。足元の外部環境の変化を踏まえ、今後は、当社の強みである店舗ネットワークにおける業務の更なる効率化や、店舗の営業活動や接客スキルの平準化や向上を目的としたデジタル営業ツールの拡充など、DXを加速させ、お客さまの多様化するニーズへの対応に引き続き取り組んでまいります。

また、運営の強化に取り組む上で、FC店舗を含む人材の安定的な確保、研修などの教育制度による能力向上及びコンプライアンスの推進が課題であると認識しております。そのため、店舗チャネルの戦略的な運営を従来以上に推し進め、販売体制の強化とコンプライアンスの推進に継続的に取り組んでまいります。

## ③ オペレーション体制

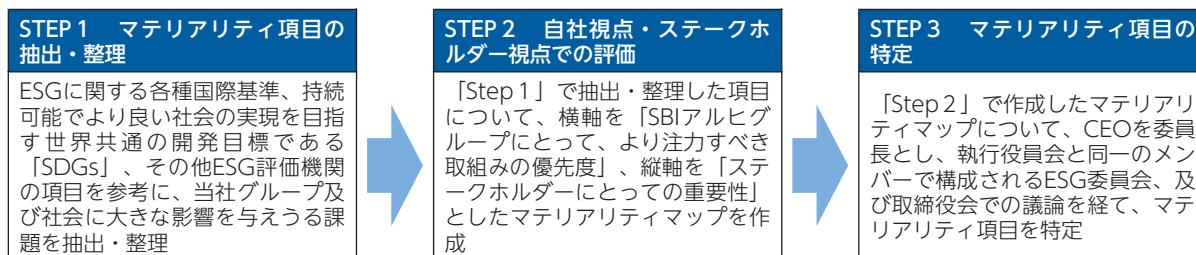
当社グループは、住宅ローン業務において、OCR (Optical Character Recognition) やRPA (Robotic Process Automation)、AI等の最先端テクノロジーを活かして、お客さまの利便性と営業及び事務効率の向上に取り組んでいます。また、審査プロセスの強化やeKYC等のテクノロジーを活用した住宅ローン不適正利用の予防に取り組んでいます。今後も引き続きテクノロジー活用領域の拡張を行い、事務を極小化した新型店舗の開発等の事務処理の効率化に取り組んでまいります。オペレーション体制の強化においては、イノベーション・チャレンジを継続することが当社グループの責務かつ課題であると認識しています。

#### ④ サステナビリティ

当社グループはESG視点の経営優先テーマ「マテリアリティ」を策定し、社会や環境への配慮などの取組みをより一層事業戦略と結びつけ、社会と自社の成長につなげていきます。なお、サステナビリティの活動については、当社Webサイト (<https://www.sbiarui-group.jp/sustainability>) にて公開しております。

分類	マテリアリティ	具体的な取組み内容	SDGsの目標
E：環境 	温室効果ガス排出量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境配慮型住宅向け住宅ローン商品（【フラット35】S）の普及を促進します</li> <li>【フラット35】の省エネルギー性に関する基準を満たす住宅ローン債権を対象としたグリーンRMBSを継続的に発行します</li> </ul>	     
S：社会 	少子・高齢化社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世帯を応援する【フラット35】子育てプラスの制度を背景に【フラット35】の販売を促進します</li> <li>リースバック事業を推進します</li> <li>様々な金融商品や住み替えのための各種サービスを提供します</li> </ul>	     
	多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>プライベートと仕事を効率よく両立できる環境作り（スーパーフレックス制度・育児短時間勤務制度・育児休業制度等）を行います</li> <li>柔軟な働き方（リモートワーク・フレキシブルワーク手当等）のサポートを行います</li> <li>スキル向上・キャリア形成のための施策を実施します</li> </ul>	
G：ガバナンス 	コンプライアンスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令等の遵守を当然の前提とし、金融業に携わる者としての倫理観と誠実さに基づいて公正な行動をとっていきます（教育の徹底、外部専門家の登用、ITツールの活用、内部通報制度の設置等）</li> <li>腐敗行為を防止します</li> </ul>	   
	リスクマネジメントの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会や環境に負の影響を与え得る活動を抑制し、企業活動のリスクを軽減します</li> </ul>	

5つのマテリアリティは、以下のプロセスを経て決定しています。



## <SBIアルヒグループにおけるサステナビリティの活動事例>



### E：環境（Environment）に関する取組み

当社は、日本で初めてグリーンRMBSを発行し、「ARUHI スーパーフラット」のうち「省エネルギー性に関する技術基準」を満たす住宅を対象とする貸付金に対する資金調達を行っています。

また、当社は、グリーンRMBSにより調達する資金の使途、資金調達の仕組み、管理体制等をARUHIグリーンファイナンス・フレームワークとして定めており、フレームワークについては、株式会社日本格付研究所より、グリーンボンド原則（2018年版）、グリーンボンドガイドライン（2017年版）及びグリーンローン原則に適合している旨とあわせて、最上級評価である「総合評価：Green 1（F）」の評価を受けています。

また、当社は、2022年6月にTCFD提言への賛同を表明するとともに、TCFD提言に沿った情報開示を実施しています（<https://www.sbiaruhi-group.jp/sustainability/environment/tcfd>）。

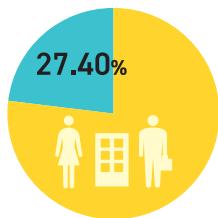
（注）RMBSとは、Residential Mortgage-Backed Securitiesの略称です。住宅ローン債権を裏付け資産として発行される証券のことで、グリーンRMBSは、その中でも高い環境改善効果が期待される住宅を取得するための住宅ローンを裏付け資産として発行されるものを指します。



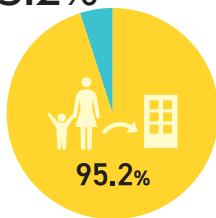
### S：社会（Social）に関する取組み

当社は「プライベートも仕事も、同じ人生の中の出来事として区別することなく融合させる」というワークライフブレンドの考え方から、多様なバックグラウンドを持つ従業員一人一人が「長く働ける」「安心して働ける」「多様性のある生き方を実現できる」ことを目指し、最大限に能力を発揮できるよう支援しています。

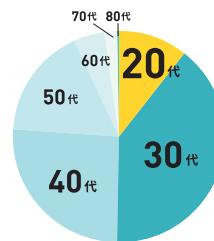
女性管理職比率  
27.40%



SBIアルヒ従業員の  
産休・育休復帰率  
95.2%



新卒からシニアまで  
幅広い年代の従業員が活躍中



- （注） 1. 女性管理職比率については、組織長以上の管理職における女性比率としております。  
2. いずれも2024年3月末時点



### G：ガバナンス（Governance）に関する取組み

当社は、コンプライアンス推進にあたっての考え方等の基本事項を「SBIアルヒ・コンプライアンス行動規範」に定めています。当該行動規範を日常業務で継続的に想起し行動につなげるため、「コンプライアンスファースト」をスローガンに掲げ、FC店舗を含む全役職員に周知しています。

また、経営の健全性・安全性を確保し、収益力の向上を図るため、事業におけるリスクを適切に管理することが事業遂行における重要な課題の一つであるとして、リスク管理体制の構築・整備に取り組んでいます。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社は、2024年1月4日に、商号をSBIアルヒ株式会社に変更いたしました。
- ② 当社は、2025年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日に、本社を東京都千代田区平河町一丁目4番3号に移転する予定です。

## 2 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、株主の皆さまに対する利益還元と継続的な企業発展の双方を経営の最重要課題と認識しており、期末配当のほか、年1回の中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これに基づき当社は、ROE水準と財務レバレッジ状況を総合的に勘案し、一定水準の内部留保で更なる企業価値向上のため成長投資に備える一方、余剰資金については継続して安定的に配当することを基本方針としております。具体的には、現中計年度にわたり目標配当性向水準は35~40%、目標株主資本配当率（DOE）は4%程度をそれぞれ最低水準として、安定的に配当を実施してまいります。なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

### 3 株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 : 140,000,000株 (普通株式)
- (2) 発行済株式の総数 : 普通株式 44,270,010株 (自己株式442,160株を除く)
- (3) 当事業年度末の株主数 : 20,246名
- (4) 上位10名の株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率
SBIノンバンクホールディングス株式会社	27,931	63.09%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,368	5.35%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	733	1.65%
瀧口 浩平	470	1.06%
PERSHING SECURITIES LTD CLIENT SAFE CUSTODY ASSET ACCOUNT	420	0.94%
日本証券金融株式会社	350	0.79%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	200	0.45%
佐護 勝紀	180	0.40%
浜田 宏	177	0.40%
セントラル短資株式会社	128	0.29%

- (注) 1. 当社は自己株式を442,160株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

#### (5) 会社役員 (会社役員であった者を含む) に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況は次のとおりです。

対象	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	当社譲渡制限付株式 30,000株	2名

## 4 会社役員に関する事項 (2024年3月31日現在)

### (1) 当社の取締役及び監査役に関する事項

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
吉村 猛	代表取締役 会長	該当する事項はございません。
勝屋 敏彦	代表取締役 社長CEO兼COO	該当する事項はございません。
松本 康子	取締役	日本電気株式会社 執行役Corporate SVP兼CAO兼グループ内部監査部門長
太田 智彦	取締役	SBIマネープラザ株式会社 代表取締役執行役員社長 一般社団法人日本金融商品仲介業協会 (旧 一般社団法人ファイナンシャル・アドバイザー協会) 理事
高橋 和彦	取締役	SBIエスレートファイナンス株式会社 代表取締役社長 SBIスマイル株式会社 代表取締役社長 SBIギャランティ株式会社 取締役
大信田 博之	取締役 (社外・独立)	株式会社ギガプライズ 社外取締役 株式会社SFM 社外取締役
澤田 忠之	取締役 (社外・独立)	弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 パートナー弁護士
馬場 康弘	常勤監査役 (社外・独立)	該当する事項はございません。
今村 誠	監査役 (社外・独立)	潮見坂総合法律事務所 パートナー弁護士
中野 竹司	監査役 (社外・独立)	奥・片山・佐藤法律事務所 パートナー弁護士
上野 光正	監査役 (社外・独立)	SBテクノロジー株式会社 常勤監査役

- (注) 1. 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、記載すべき取引関係その他の関係はございません。  
 2. 地位及び担当に「独立」と記載のある役員は東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。  
 3. 監査役 馬場康弘氏は、金融機関における企画部門での勤務等の多様な経験に基づき、金融・財務に関する豊富な経験及び知見を有しております。また、監査役 今村誠氏は弁護士として法令を中心とした高度な専門知識を、監査役 中野竹司氏は、公認会計士及び弁護士として財務及び会計並びに法令に関する高度な専門知識を、監査役 上野光正氏は公認会計士として財務及び会計に関する高度な専門知識を、それぞれ有しております。  
 4. 2024年3月31日をもって、太田智彦氏は取締役を辞任しました。  
 5. 当事業年度中の重要な兼職の異動については、次のとおりです。  
 ①取締役 松本康子氏は、2023年7月1日付けで日本電気株式会社の執行役Corporate SVP兼CAO兼グループ内部監査部門長に就任しました。  
 ②取締役 大信田博之氏は、2024年3月29日付けでジャパンベストレスキューシステム株式会社の取締役 監査等委員 (社外) を退任しました。

## (2) 責任限定契約の概要

当社は、非業務執行取締役及び監査役全員と、責任限定契約を締結しております。契約の概要は以下のとおりです。

- (i) 非業務執行取締役との責任限定契約
  - ・非業務執行取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。
- (ii) 監査役との責任限定契約
  - ・監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当社の取締役・監査役、及び当社子会社の取締役・監査役は、当該保険契約の被保険者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ①当事業年度にかかる報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	11名 (5名)	111 (25)	38 (-)	54 (-)	203 (25)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	47 (47)	- (-)	- (-)	47 (47)
計 (うち社外役員)	15名 (9名)	158 (72)	38 (-)	54 (-)	250 (72)

- (注) 1. 上記には2023年6月21日開催の第9回定時株主総会後に社外取締役から業務執行取締役に就任した取締役1名を含んでおります。
2. 上記業績連動報酬は、定量的な業績指標（営業収益及び税引前利益）の達成率に応じて計算されます。定量的な業績指標は、事業規模の拡大と事業の収益率・効率性向上を目的として営業収益及び税引前利益を指標として選定しております。最終的な業績連動報酬は、各取締役の当期の定量的及び定性的な貢献度を基に代表取締役社長が調整し、人事報酬委員会での討議を経て決定されます。なお、2024年3月期の業績連動報酬は、現時点で金額が確定していないことから、当連結会計年度に費用計上した額を記載しています。業績連動報酬は、業績指標達成率80%から支給開始とし、業績指標達成率100%時に支給率100%となるように設定しております。また、業績指標達成率の上限は150%とし、150%達成時の支給率は200%です。なお、業績に大きな影響を与える事象が発生した場合には、都度変動報酬の仕組みを再検討することとしております。
3. 上記非金銭報酬の内容は、譲渡制限付株式であり、付与日に決定した会計上の公正価値を基礎とし、権利確定期間にわたって定額法により費用計上しております。
4. 当社における譲渡制限付株式報酬制度は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的としております。対象取締役は、当社の取締役会があらかじめ定める期間中、継続して、当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、割当株式の全部について譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除され、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額2億円以内としております。また、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定されます。また、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）としております。譲渡制限付株式報酬制度での当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、①一定期間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む契約が締結されることを条件としております。

## ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社における取締役の報酬額（総額）は年額5億円以内とし、その具体的な金額及び支給時期は社外取締役及び社外監査役（常勤監査役を除く）が構成員の過半数を占める人事報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会により決定することとしております（2017年6月14日定時株主総会決議による。なお、定款で定める取締役の員数は3名以上であり、当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です）。

なお、社外取締役については、その役割を勘案し業績連動報酬は支給しないものとし、固定報酬額については、取締役の報酬総額の範囲内としております。

また、監査役の報酬（総額）は「年額6千万円以内」であります（2017年6月14日定時株主総会決議による。なお、定款で定める監査役の員数は3名以上であり、当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です）。

監査役報酬の具体的な金額は、常勤、非常勤の別、業務分担の状況や他社動向等マーケットの水準も考慮し、監査役の協議により決定しております。

また、2020年6月25日定時株主総会において、上記の取締役の報酬枠とは別枠にて、取締役（社外取締役は除く）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しております。当該決議に基づき、取締役（社外取締役は除く）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給す

る報酬は金銭債権とし、その総額は年額1億円以内としておりましたが、2022年6月23日定時株主総会決議において一部改定を決議し、報酬として支給される金銭債権の総額は年額2億円以内としております。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することとしております。

2020年6月25日定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役は除く）は2名であり、2022年6月23日定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役は除く）は3名です。

### ③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております（2021年5月11日、2022年5月10日、2022年6月23日、2023年6月21日、及び2024年4月25日開催の取締役会において一部改定を決議）。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について人事報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容や決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、人事報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

#### a.報酬（業績連動・非金銭報酬を除く）等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬に関する方針及び体系については、過半数の社外取締役及び社外監査役（常勤監査役を除く）で構成される人事報酬委員会にて討議され取締役会への答申を経て決定される。

取締役報酬の水準については、外部サーベイデータ等を参照し、会社業績を反映できる内容になっているかどうか、市場競争力を確保できる内容及び水準になっているか等を勘案し、人事報酬委員会で討議を経たうえで取締役会にて決定する。

人事報酬委員会は、取締役の評価及び報酬等の決定方法、個人別の評価及び報酬等について決議し、取締役会に答申する。

#### b.業績連動報酬の業績指標の内容・報酬の額又は算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、定量的な業績指標（営業収益及び税引前利益）の達成率に応じて計算される。最終的な業績連動報酬は、各取締役の当期の貢献度を基に代表取締役社長が調整し、人事報酬委員会での討議を経て取締役会にて決定されるものとする。

業績連動報酬は、業績指標達成率80%から支給開始とし、業績指標達成率100%時に支給率100%となるように設定する。また、業績指標達成率の上限は150%とし、150%達成時の支給率は200%とする。なお、業績に大きな影響を与える事象が発生した場合には、都度変動報酬の仕組みを再検討することとする。

#### c.非金銭報酬の内容・報酬の額若しくは数又は算定方法の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬制度は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とする。対象取締役は、当社の取締役会があらかじめ定める期間中、継続して、当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとする。

取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額2億円以内とする。また、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することとする。

また、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）とする。

譲渡制限付株式報酬制度での当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、①一定期間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む契約が締結されることを条件とする。

#### **d.報酬・業績連動報酬・非金銭報酬の割合に関する方針**

業績指標達成率100%の場合の取締役に対する「固定報酬」「業績連動報酬」の支給割合は、会長においては概ね1対0.52、社長は1対1を目途とする。

また、会長及び社長の「株式報酬」の支給割合、及びその他の取締役の「固定報酬」「業績連動報酬」「株式報酬」の支給割合については人事報酬委員会において検討することとし、概ねの支給割合をベースに年度業績を反映させた結果を取締役会へ答申するものとする。

#### **e.報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針**

固定報酬及び業績連動報酬の決定については、年度業績の確定後に人事報酬委員会にて討議され、株主総会後に到来する最初の取締役会にて決議することとする。

決議された内容に基づき取締役任期の初月に報酬改定が実施され、固定報酬は各月に支払い、また業績連動報酬は報酬の額が確定次第遅滞なく支払うこととする。

譲渡制限付株式報酬の各取締役への具体的な支給時期については、取締役会において決定することとする。

#### **f.報酬等の決定の委任に関する事項**

当社においては、報酬決定を第三者に委任することはない。社外取締役及び社外監査役（常勤監査役を除く）が構成員の過半数を占める人事報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会において決定することとする。

#### **g.上記のほか取締役の個人別の報酬内容についての決定に関する重要な事項**

当社の譲渡制限付株式報酬制度では、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約において、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等を定めている。

## (5) 各社外役員の主な活動状況

### ① 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席回数 (全18回開催)	監査役会出席回数 (全13回開催)
取締役 大信田 博 之	18/18	-
取締役 澤 田 忠 之	15/15	-
監査役 馬 場 康 弘	18/18	13/13
監査役 今 村 誠	18/18	13/13
監査役 中 野 竹 司	18/18	13/13
監査役 上 野 光 正	18/18	13/13

(注) 澤田忠之氏は事業年度中に新たに役員に就任したため、取締役会の開催回数が他の役員と異なっております。

### ② 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額及び子会社等からの役員の報酬等の総額

(単位：百万円)

支給人数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額	子会社等からの 役員報酬等
	基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬		
9名	72	-	-	72	-

### ③ 取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 大信田 博之	主に経営戦略の見地から積極的に意見を述べており、特に資本提携、M&A等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。さらに、特別委員会の委員として、少数株主の利益保護の観点から親会社グループとの間の利益相反取引リスクについて審議・検討を実施しております。
取締役 澤田 忠之	弁護士としての豊富な経験と専門的な知見から積極的に意見を述べており、特に人事・労務分野及び法務・コンプライアンス分野について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。さらに、特別委員会の委員として、少数株主の利益保護の観点から親会社グループとの間の利益相反取引リスクについて審議・検討を実施しております。
監査役 馬場 康弘	金融、財務、コンプライアンスに関する豊富な知識と経験に基づき、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 今村 誠	弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 中野 竹司	弁護士及び公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。さらに、人事報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。加えて、特別委員会の委員として、少数株主の利益保護の観点から親会社グループとの間の利益相反取引リスクについて審議・検討を実施しております。
監査役 上野 光正	公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額：	71百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額：	12百万円
③ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額：	92百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に係る監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額」にこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツから説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査期間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

### (3) 非監査報酬の内容

当社における非監査業務の内容はIFRS影響分析業務であります。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産</b>	
現金及び現金同等物	20,416
売上債権	1,416
営業貸付金	104,656
受益権	31,660
預け金	130
未収入金	450
その他の金融資産	1,328
その他の資産	1,521
有形固定資産	2,806
のれん	24,464
無形資産	2,452
繰延税金資産	45
<b>資産合計</b>	<b>191,351</b>

科目	金額
<b>負債</b>	
預り金	4,618
リース負債	602
社債	2,900
借入債務	93,815
引当金	207
未払法人所得税	420
その他の金融負債	44,296
その他の負債	2,137
繰延税金負債	401
<b>負債合計</b>	<b>149,398</b>
<b>資本</b>	
親会社の所有者に帰属する持分	42,012
資本金	3,471
資本剰余金	17,888
自己株式	△712
利益剰余金	21,364
非支配持分	△58
<b>資本合計</b>	<b>41,953</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>191,351</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>営業収益</b>	<b>20,405</b>
<b>営業費用</b>	
金融費用	△3,736
販売費及び一般管理費	△13,082
その他の費用	△1,245
営業費用合計	△18,064
<b>その他の収益・費用</b>	
その他の収益	134
その他の費用	△146
その他の収益・費用合計	△12
<b>税引前利益</b>	<b>2,327</b>
法人所得税費用	△838
<b>当期利益</b>	<b>1,488</b>
<b>当期利益の帰属</b>	
親会社の所有者	1,517
非支配持分	△28
<b>当期利益</b>	<b>1,488</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

【資産の部】		【負債の部】	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>81,583</b>	<b>流動負債</b>	<b>37,288</b>
現金及び預金	16,803	買掛金	118
売掛金	1,386	短期借入金	27,000
営業貸付金	34,147	1年内返済予定の長期借入金	3,173
貸付債権信託受益権	21	リース債務	2
未収収益	15,450	未払金	558
預託金受益権	13,323	未払費用	976
未収入金	251	未払法人税等	343
その他	1,044	預り金	4,613
貸倒引当金	△844	その他	501
<b>固定資産</b>	<b>26,776</b>	<b>固定負債</b>	<b>43,031</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>228</b>	長期借入金	42,823
建物附属設備	105	長期預り金	13
器具備品	88	長期リース債務	3
リース資産	5	資産除去債務	192
その他	28	<b>負債合計</b>	<b>80,320</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>15,052</b>	<b>【純資産の部】</b>	
のれん	13,022	<b>株主資本</b>	<b>27,728</b>
ソフトウェア	1,480	<b>資本金</b>	<b>6,000</b>
その他	549	<b>資本剰余金</b>	<b>15,506</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,495</b>	資本準備金	10,988
関係会社株式	9,515	その他資本剰余金	4,517
長期前払費用	54	<b>利益剰余金</b>	<b>6,905</b>
差入保証金	787	その他利益剰余金	6,905
繰延税金資産	931	繰越利益剰余金	6,905
その他	206	<b>自己株式</b>	<b>△683</b>
<b>資産合計</b>	<b>108,359</b>	<b>新株予約権</b>	<b>311</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>28,039</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>108,359</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>営業収益</b>		<b>17,140</b>
<b>営業費用</b>		
金融費用等	3,374	
販売費及び一般管理費	13,968	17,342
<b>営業損失</b>		<b>△202</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	9	
受取賃貸料	25	
債権取立益	6	
貸倒引当金戻入	28	
その他	122	191
<b>営業外費用</b>		
支払利息	33	
支払報酬	2	
投資事業組合運用損	23	
その他	36	95
<b>経常損失</b>		<b>△107</b>
<b>税引前当期純損失</b>		<b>△107</b>
法人税、住民税及び事業税	636	
法人税等調整額	△194	442
<b>当期純損失</b>		<b>△549</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

SBIアルヒ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 泰司

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 馬淵 直樹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SBIアルヒ株式会社（旧社名アルヒ株式会社）の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、SBIアルヒ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

SBIアルヒ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 泰司

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 馬淵 直樹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SBIアルヒ株式会社（旧社名アルヒ株式会社）の2023年4月1日から2024年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。ま

た、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

SBIアルヒ株式会社 監査役会

常勤社外監査役 馬場 康弘 ㊟

社外監査役 今村 誠 ㊟

社外監査役 中野 竹司 ㊟

社外監査役 上野 光正 ㊟

以上

**SBI** ARUHI



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。